破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２４９号
東京都大田区北千束３丁目23番９号
債務者　有限会社ブランド・エヌ
代表者代表取締役　小林　直樹
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木英人
4　破産債権の届出期間　平成26年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５０号
東京都大田区北千束３丁目23番９号
債務者　有限会社ｂ　Ｓｕｐｐｏｒｔ
代表者代表取締役　小林　直樹
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木英人
4　破産債権の届出期間　平成26年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７２号
神奈川県横浜市港南区最戸１丁目18番17号
債務者　株式会社アフコ
代表者代表取締役　松元　一幸
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪田英一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３７号
埼玉県さいたま市中央区上峰３丁目14番10号
債務者　株式会社グローバルクオリティー
代表者代表取締役　杉本　秀幸
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝塚　慶一
4　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３８号
東京都豊島区南大塚１丁目60番20号206
債務者　株式会社メッツ
代表者代表取締役　杉本　秀幸
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝塚　慶一
4　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６１３号
東京都江東区東砂６丁目９番８号
債務者　株式会社丸惣
代表者代表取締役　今関　勝巳
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　正年
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７８号
静岡市葵区沓谷１丁目２番10号青木ビル302号室
債務者　株式会社タウニー信和
代表者代表取締役　成島　忠夫
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　　博
4　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３号
京都市西京区嵐山東海道町２番地の３
債務者　水野金属株式会社
代表者代表取締役　水野　良昭
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　　琢
4　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８６号
埼玉県川口市桜町５丁目７番26号、旧所在地千葉県松戸市串崎南町185番地の２
債務者　有限会社柏原設備
代表者取締役　柏原　幸雄
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　高明
4　破産債権の届出期間　平成26年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７８３号
北九州市若松区本町１丁目６番31号
債務者　有限会社ワイ・ケイ・システムサービス
代表者代表取締役　川崎　康廣
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　修
4　破産債権の届出期間　平成26年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３９号
群馬県太田市新井町516―19
債務者　共栄観光興業株式会社
代表者代表取締役　亡木村茂男
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　俊夫
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後４時30分
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２１号
堺市堺区翁橋町２丁３番２―103号
債務者　ダイチ・クリエイト株式会社
代表者代表取締役　坂東　文夫
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５号
岡山市南区迫川８番地１
債務者　株式会社フナバ
代表者代表取締役　船場　徳彦
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上西　芳樹
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７号
長野県飯田市銀座５丁目３番地
債務者　有限会社新美商店
代表者代表取締役　新美美也子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　正治
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１５１０号
さいたま市浦和区針ヶ谷３丁目７番２号
債務者　株式会社トラットリアルナ
代表取締役　小林　俊雄
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午前11時15分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係